

沖縄県指令子第 1108 号

那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

令和 4 年 9 月 16 日付け沖社協第 2069 号で申請のあった税額控除に係る証明申請については、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号イ (2) に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

令和 4 年 9 月 21 日

沖縄県知事 玉城 康裕



1 有効期間

令和 4 年 10 月 3 日 から 令和 9 年 10 月 2 日 まで